

# 1 ベトナムの投資環境は改善の一途。

魅力は親日的国民、優れた労働力、チャイナ+1、タイ+1などのビジネス機会により、日系中小企業の海外進出希望先として人気を集めている。

## FDI(外国直接投資)誘致の重点目標

- ①環境に配慮された最新の技術を使用する付加価値の高いプロジェクト
- ②大規模な製造プロジェクト、競争力のある商品製造を誘致し、グローバル・バリューチェーンに参加する
- ③工業プロジェクトは加工から生産に移行することを奨励
- ④インフラシステム開発プロジェクト、高度人材育成、研究開発、最新のサービスの提供プロジェクト等
- ⑤農業やハイテク農業の情報技術やバイオテクノロジープロジェクト

\*FDIとは企業による長期の海外投資、国際間資本移動のこと。投資先企業の経営を支配したり、経営に参加したりする目的で行う。

出所:ベトナム外国投資庁副長官グエン・ノイ氏講演資料(日本アセアンセンター2016年10月)

## 2) 優遇措置

### a) 輸入関税が免除されるケース(例)

- ①貿易フェアや展示会出品のための一時的輸入物品
- ②委託加工契約のもと、輸出加工用に輸入された物品
- ③特別奨励投資分野、奨励投資分野、or 社会的/経済的条件が困難な地域への投資やODAについて、固定資産形成のために輸入された物品
- ④BOT企業やそのサブコントラクターによって輸入される物品 (BOT= build, operate and transfer)
- ⑤石油ガス事業のサービスのために輸入される物品
- ⑥科学研究や技術開発活動で直接使用するための輸入物品
- ⑦特別奨励投資分野or特に社会的経済的な条件が困難な地域へのプロジェクト、機械・電気電子部品の製造プロジェクトでは、生産のために輸入される原材料、供給品、部品は、**生産開始から5年間、輸入関税が免除**される。
- ⑧ベトナム国内では生産できない半製品、奨励投資分野のプロジェクトの生産のために輸入される、特別奨励投資分野or特に社会的経済的条件が困難な地域へのプロジェクトの生産のために輸入される場合、輸入関税が**生産開始から5年間免除**される。

### b) 新規投資企業の法人税の優遇措置

法人税率	条件	優遇期間(営業開始後)
20%	一般的な企業所得税率	
17%	社会経済的に困難な地域 家畜・家禽・漁業向けの飼料の生産 農業機械、省エネルギー製品、高級鋼 伝統的な産業 売上高が200億ドン(百万米ドル)以下の企業の所得	10年間
15%	小規模の信用基金、金融機関 経済的に困難な地域以外における農業、水産業で営業している植栽、畜産、加工企業	全期間
10%	社会・経済的に特別に困難な地域 経済区・ハイテクパーク、研究開発地区、ソフトウェア、特別に重要なインフラ、環境保護、大規模工場 社会的分野(教育、訓練、医療、文化、スポーツ、環境等) 農業、社会住宅開発等	15年間 全期間

また、優遇対象となる案件は一定期間で免税・減税される。**免税期間は最大4年間で、その後9年間は50%減税**

出所:ベトナム外国投資庁副長官グエン・ノイ氏講演資料(日本アセアンセンター2016年10月)

## 3) 外国投資規制

### 投資法および投資法施行細則108条による規制

- ★**投資禁止分野**  
国防、国家安全、文化遺産、規制化学・有毒品など
- ★**条件付き投資分野**  
不動産事業、輸出入・流通事業など  
(輸出入および流通分野は外資100%現地法人が2009年1月より認められている)

このほか、首相承認が必要な投資分野投資法施行細則37条による電力事業・通信事業に規制がある。また、工業団地・輸出加工区・ハイテク団地・経済区の管理委員会案件や省レベル人民委員会案件の規制がある。

## 4) 地域別投資の動向

**北部地域**(ハノイ、ハイフォン、紅河デルタ) **北部地域における進出案件は、製造業50.4%、非製造業49.6%とほぼ均衡している。**投資先は首都ハノイ市、ハイフォン港を有するハイフォン市、ハノイ市からの交通インフラが整備されている省への投資が中心となっている。中でもハノイとハイフォンを結ぶ国道5号線付近に進出する企業が多い。産業は伝統的にアパレル、手工業、農業、食品加工業が活発。

出所:JBICベトナム投資環境第5版より作成

中部地域(ダナン、クアンナム省)	中部地域における投資先は、 <b>ダナン市が中心である。東西回廊の起点でラオス、タイ、ミャンマーへ繋がる交通の要衝。リゾート開発、観光業、漁業が盛ん。</b> また、中部地域にはトゥアティエン・フエ省チャンマイ-ランコ経済区、クアンナム省チュウライ経済区、クアンガイ省ズンクワット経済区など、優遇税制等の恩恵を受けられる経済区が集中している。
南部地域(ホーチミン、ドナン省、ビンソン省)	<b>南部地域における投資分野は、製造業41.7%、非製造業58.3%と非製造業の割合が高い。</b> ホーチミンは国内最大の商業都市で最大の消費市場。アセアン市場へのアクセスも良く、海上輸送も活発。国内で最も産業集積が進み、部品調達の選択肢も多いが、渋滞、土地・オフィスの賃料高、中間管理職の採用難が問題。具体的な業種としては、コンサルティング、IT、小売り・流通が多く進出。地方省への投資では、縫製関連企業や靴、ワイヤーハーネスなどを取り扱う労働集約型企業が多い。

地域別工業団地、入居企業などの情報は左記のURLがお役に立ちます。

[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lf/le/report/07001881/report\\_industrialpark\\_data\\_rev.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/lf/le/report/07001881/report_industrialpark_data_rev.pdf)  
[http://www.jetro.go.jp/ext\\_images/lf/le/report/07000252/data\\_201106.pdf](http://www.jetro.go.jp/ext_images/lf/le/report/07000252/data_201106.pdf)

## 業界ごとの日本のFDI(外国直接投資)

業界	件数	総登録資本金
製造業	1,526	328.4
不動産経営活動	51	19.1
建設	83	11.6
車、オートバイの修理、卸売り、小売業	355	11.3
情報と通信	381	8.2
輸送、貯蔵	79	3.6
科学、技術、専門的活動	395	3.48
居留と食事のサービス	56	3.37
農業、林業、水産	41	2.34
保健、銀行、金融業	10	1.89
その他(9)	140	4.86
合計(19)	3,212	420.31

2016年度9月までの累計 (単位:億US\$)

# 2) ベトナムで会社を設立するための基礎知識

~新しい「投資法」と「企業法」が2014年11月26日に交付、2015年7月1日から施行。投資禁止分野が51から6分野へ、**2017年1月から条件付き分野が276分野から243分野へと改善。**ただ具体的な事項は、政令や通達によるところが多いので、都度、ご確認ください~

## 1) 会社設立の手続き

外国人投資家がベトナムで会社を設立する場合、出資金額、定款資本金、事業内容、投資実施場所、人材採用計画、環境対策、プロジェクト設計、建設等の経営に関する計画を提出する必要があります。

### 現地で中心的に窓口的役割となる政府機関

①計画投資省(MPI): Ministry of Planning and Investment

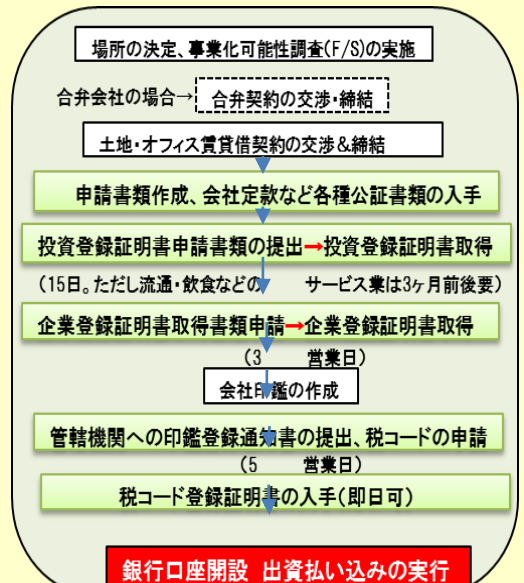
②外国投資庁(FIA): Foreign Investment Agency  
 計画投資省に属するFIAは、ベトナムにおける外国投資を促進し、管理する行政機関です。ハノイに本部と6部門があり、ハノイ、ダナン、ホーチミンの3カ所に投資促進センターを設けています。  
**【日本での相談窓口】**

東京	Mr. Nguyen Van Ba	lanba75jp@yahoo.com.jp
	Mr. Nguyen Xuan Tien	xtienmpi@yahoo.com
大阪	Consulate General of Viet Nam in Osaka	Tel: 72-221-6666

### 【JAPANDESK】

JICAが外国投資庁(FIA)の南部投資促進センター(IPCS)と連携して、南部へ進出した日系企業または進出の予定がある日本企業に対して駐在しているJICAの専門家が各種の支援をしています。

**【日本の関連団体】**  
 在ベトナム日本国大使館: <http://www.vn.emb-japan.go.jp/>  
 ホーチミン日本領事館: <http://www.hcmc.jp.emb-japan.go.jp/>  
 ベトナム日本商工会(JBAV): <http://jba.vn/index.php/ja/>  
 ホーチミン日本商工会(JBAH): <http://www.jbah.info.vn/ja/index.php>  
 ダナン日本商工会(JBAD)  
 日本貿易振興機構(JETRO): <http://www.jetro.go.jp/vietnam/>  
 国際協力機構(JICA): <http://www.jica.go.jp/vietnam/office/>  
 (JAPANDESK) <http://www.jpdesk.com.org/outline.html>  
 ベトナム日本人材協力センター(VJCC): <http://ja.vjcc.org.vn/>  
<http://vjcchome.org.vn/blog/>



出所:新しい2014年改正投資法 No. 67/2014/QH13号より作成

## 2) 進出・投資の形態

進出・投資形態	内容	進出・投資形態	内容
①100%外資企業	外国投資家が全額出資し、会社を設立する投資形態。単独でも複数の外国企業による投資でも可能。多くのサービス分野では100%独資(外資)が認められているが、一部のサービス分野(運輸業等)では、依然、100%独資(外資)が規制されている。	④その他(委託加工等)	委託加工には、加工賃で製品を買い取る方式(無償委託加工方式)と、原材料を有償で支給し、原材料費プラス加工賃で製品を引き取る方式(有償委託加工方式)がある。また、プロジェクト毎に建設許可を受けて施工の契約により事業を行う <b>建設据付工事契約</b> 、特許・ノウハウを供与し対価を得る <b>技術移転契約</b> 、ベトナムの販売店を利用して販売する <b>代理店・販売店契約</b> などに基づく事業形態がある。
②合併事業	ベトナム企業(国営・民間・個人)と外国投資家の双方が出資し、合併契約に基づいて会社を設立する投資形態です。なお投資登録証明書の審査は、外資100%でも1%でも、同様に実施されます。また <b>ベトナム人からの「名義借り」はトラブルが多発</b> しています。「利益が出て海外に配当できない」「利益を外貨で受け取れない」「事業清算時にも残金を海外送金できない」ことがありますので要注意!	このほか、出資可能な比率を投資分野毎に政府が規定している <b>間接投資</b> (株式購入、合併・買収)や、道路、港湾、空港、鉄道、橋梁、水道、電力等のインフラ建設事業を行う際に用いられる <b>①BOT(建設・運営・譲渡)契約</b> 、 <b>②BTO(建設・譲渡・運営)契約</b> 、 <b>③BT(建設・譲渡)契約</b> がある。	
③支店・駐在員事務所設置	法律事務所、会計事務所、銀行等による支店開設など。 <b>駐在員事務所</b> は、市場調査、情報収集、委託加工の管理を目的とするもので <b>営業活動は認められていない</b> 。		

**外資系企業の土地所有権の取得方法は、**①国家から土地の割当てを受ける②第三者から土地所有権を購入する③土地(所有権)リースを受ける 3つの方法があります。しかし外国投資家は、①②が認められていないので、上記③の国等の一定の者から土地所有権のリースを受けるか、現地ベトナム側パートナーに合併会社に対し土地所有権を出資してもらう方法で土地所有権を取得することになります。 出所:JBICベトナム投資環境第5版より作成

## 3) 会社設立の一般的な形態

### ① 有限会社

現在最も一般的な会社形態であり、これまで日本人投資家の参加するベトナムでの会社設立登録のうち、有限会社の形態が8割以上と言われている。主な特徴は以下のとおり。  
 a)出資者(個人または組織)が1名の会社は「1人有限会社」、2名以上の会社は「2人以上有限会社」と呼ばれる。出資者数の上限は50名。  
 b)出資者は会社設立日から90日以内に、購入登録株式相当額の納付を完了する。

### ② 株式会社

主な特徴は以下のとおり。  
 a)会社創立株主数は3名以上、出資者数の上限なし。  
 b)出資者は、他者へ自身の株式譲渡を自由に行う権を持つ。ただし、投資証明書の発給から3年以内は、株主総会の合意が必要。  
 c)出資者は会社設立日から90日以内に、購入登録株式相当額の納付を完了する。  
 d)株式会社の社長は、他社の社長を兼任できない。

出所:JBICベトナム投資環境第5版より作成

(注)法律・政令の解釈・運用は日々変更があり、実際に進出を調査・検討される際は、必ず最新法律・政令の原典を確認ください。

(注)当商談会マニュアルは2017年6月現在のもので、情報の正確性の確認・採否はおお客様の責任と判断で行ってください。参考文献や検索結果の利用に関連して万一損害やトラブルが生じたとしても中小機構は責任を負いません。また、複製・転載を禁じます。